

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路（指定年月日 昭和49年9月14日 第399号）の指定を取消したので、公告する。

令和5年5月18日

宮城県大河原土木事務所長



- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1 指定番号 | 第399号（大河原土木事務所） |
| 2 取消しする指定道路の種類 | 第42条第1項第5号 |
| 3 指定取消しの年月日 | 令和5年5月18日 |
| 4 取消しする指定道路の位置 | 柴田郡柴田町槻木駅西一丁目
8番11、8番12、8番22の各一部 |
| 5 取消しする指定道路の延長及び幅員 | |
| (1) 幅員 | 4.00m |
| (2) 延長 | 33.00m |